

実施研修を行うための実施研修施設要件一覧

要 件
(1)利用者本人(実施研修協力者)のたん吸引等について医師から指示書が出されている
(2)利用者本人(実施研修協力者)とその家族が実施研修の実施に協力できる
(3)医療・介護関係者による連携体制がある
(4)介護職員等数名につき1人以上の指導看護師(原則 国や県主催の指導看護師講習(不特定の者対象)を修了していること。准看護師は不可)の配置が可能である * 訪問看護事業者にあたっては訪問看護事業者との連携の上、実施研修の場において介護職員数名につき1人以上指導看護師の確保が可能である場合を含む
(5)有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等においては、常勤の看護師の配置または医療連携体制加算をとっている
(6)過去5年以内に都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止(障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む)を受けたことがない
(7)施設/事業者の責任者および職員が実施研修の実施に協力できる
(8)利用者の健康状態について、配置医師または実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加のもと、技術の手順書が整備されている
(9)実施施設の施設長が最終的な責任をもって安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括のもとで、関係者からなる安全委員会等が設置されている
(10)指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されている
(11)ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医師または実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加のもとで、実施体制の評価・検証をおこなうこと
(12)緊急時の対応手順が予め定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医師又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されている
(13)施設内の感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意されている